

## ②紛失してしまった場合の対処法

万が一紛失してしまった場合、一人で何とかしようとせず、まず、地区協議会の会長または市町村担当課に連絡してください。会長は、そのような連絡を受けた場合、市町村担当課と連携をとりながら、直ちに状況を調査・把握し、紛失した名簿に掲載されていた対象者に対して、事情を説明しておくことが必要です。また、市町村担当課は、必要に応じて県担当課に状況報告をしてください。

## ③民生委員と市町村との取り決め

上記のような内容は、市町村から民生委員に情報提供する場合は、確認事項として書面でとりかわすというやり方が考えられます。市町村ごとに、よりよい方法を検討してみてください。

## (5) 民生委員から関係機関・住民等への情報提供

民生委員が、関係機関や住民等から情報提供を求められることも多いと思われます。その際、包括的同意の範囲内であるかの確認がまず必要です。もし、包括的同意がない場合は、改めて本人への事前説明と同意が必要となります。

また、民生委員と同様に守秘義務を持つ者（福祉事務所、児童相談所等のワーカー、社会福祉士、社協職員、ケアマネージャーなど）と、守秘義務のない地域住民（ボランティア等）とでは、情報提供の仕方に留意が必要です。守秘義務がない者に対しては、要援護者の状況に関する内容は、必要最小限とするのが原則です。

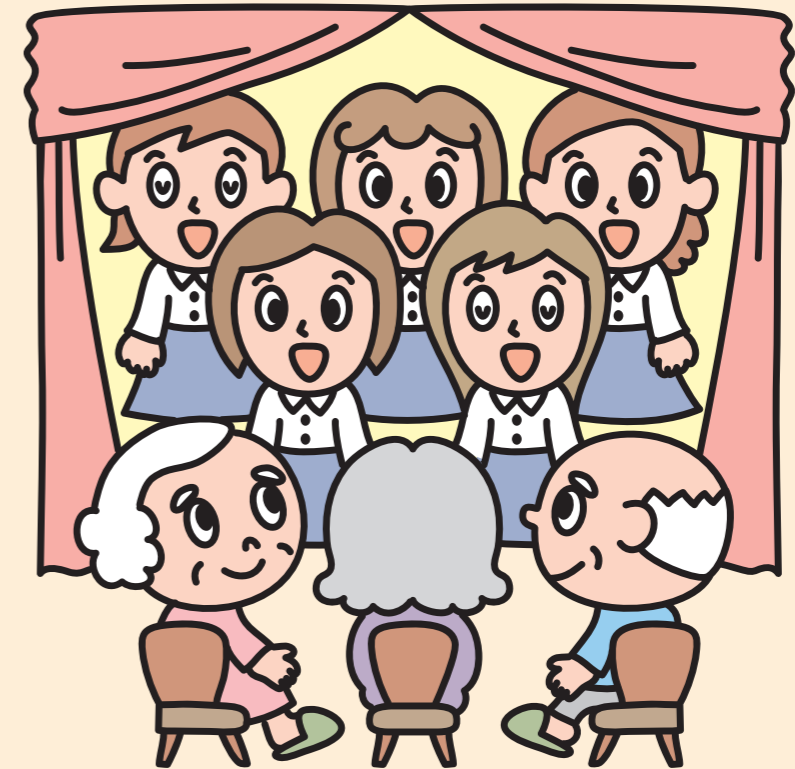
### ～福祉推進員には守秘義務がありますか～

市町村によっては、民生委員の担当地区を複数で分担して民生委員を補助する地域福祉推進員等を配置している場合があります。福祉推進員等は、法律で規定されたものではありませんので、当然、法律上の守秘義務はありません。民生委員との個人情報の共有が必要な業務を求めている場合は、市町村ごとに対応が必要となります。そこで、市町村設置の場合は、その設置要綱等の中に守秘義務を規定する、また、社会福祉協議会に委託の場合は、委託契約の中で守秘義務を規定するといったことで、民生委員との情報共有もやりやすくなります。



### ～敬老会で使う名簿の提供をもとめられたら～

民生委員のCさんは、友達のDさんから「今度、敬老会をやるので、対象者に招待状を出すために名簿をほしい」と言われました。Dさんとは古いつきあいなので、断りづらく感じています。でも、Cさんの持っている名簿は、民生委員活動をするために市町村から渡されたものなので、これを敬老会の名簿に使うことは、目的外の利用となるためできません。もし、提供したい場合は、あらかじめ敬老会など行事のご案内をしてもいいか本人の確認を取る必要があります。本人の同意が得られていない個人情報提供は提供しないという原則を、住民に丁寧に説明することで、民生委員活動に対する理解と信頼にもつながります。



### ～認知症の方から同意が得られません～

民生委員のNさんは、ひとり暮らしのOさんが最近認知症で徘徊をすることがあり、困っているという話を聞きました。Oさんを訪問して状況を確認しましたが、確かに見守りが必要な状態のようです。Oさんの見守りのために、近所の人に情報提供をするには、Oさん本人の同意が必要ですが、理解してもらうのは難しい状況です。このような場合には、例えば、長野県個人情報保護条例では、「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないとき(5条2項3号)」に該当するため、本人の同意なしに第三者に情報提供ができます。市町村ご

とに同様の規定がありますので、Oさんの近所の住民に本人の状態を伝え、見守りへの協力を求めるとともに、親族、関係機関とともに成年後見制度※の利用など、必要な支援につなぐよう働きかけます。また、協力をお願いする近所の住民には、本人に関する情報を第三者に漏らさないよう徹底するなど配慮する必要があります。



### ※～成年後見制度とは～

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産管理、契約などを自分でするのが難しい場合があります。このような方々に、本人を代理して契約など法律行為をしたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護し、支援するのが成年後見制度です。成年後見制度は、法定後見制度と、本人の判断能力が十分なうちに、将来に備えて行う任意後見制度の2つがあります。法定後見

制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べる

ようになっています。成年後見人は、家庭裁判所が選任することになりますが、本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人などが選ばれることがあります。



### ～小地域ケア会議<岡山県総社市>～

岡山県総社市では地域包括ケアシステムを構築して、高齢者等が安心して生活できるまちづくりを目指し、平成17年度から、民生児童委員協議会を基本単位に市内21地区で「小地域ケア会議」を開催しています(各地区とも1～2ヶ月に1回開催)。

同市の小地域ケア会議には民生委員・児童委員の他、地域の各種団体、社会福祉協議会、介護保険事業所、行政、地域包括支援センターも参画し、課題の把握、要援護者を地域で支え合う仕組みづくりの検討の他、援助困難事例の検討も進めています。

この会議には守秘義務のない地域住民(自治会、婦人会、愛育委員会など)も参加し、要援護者情報を共有するため、同市では「総社市小地域ケア会議設置要領」を制定し、委員及び出席者に守秘義務を課しています。この会議により、地域の抱える課題や困難事例が明らかになり、民生委員・児童委員を中心とした地域住民とのつながりが深まっています。

#### ○ 総社市小地域ケア会議設置要領

(目的)

第1条 総社市小地域ケア会議(以下、「ケア会議」という)は、各地区で開催することにより地域に密着した情報共有、課題共有の場として、要援護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者等を対象に効果的な介護予防サービス等及び地域に即した支援体制を総合的に調整、推進することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 このケア会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域ケア体制の総合的な整備
- (2) 援助困難事例の検討
- (3) 社会資源情報の集約及び提供
- (4) 地域が抱える問題の把握及び共有化
- (5) 新たなサービスの構築に向けての検討

(組織)

第3条 ケア会議は、次に掲げる者(以下「委員」という)で構成する。なお、委員に対しての報酬等は支給しないものとする。

- (1) 地域住民代表(民生委員児童委員・福祉委員・愛育委員・自治会長等)
- (2) 介護保険サービス事業所職員
- (3) 居宅介護支援事業所介護支援専門員
- (4) 社会福祉協議会(地区社協・市社協)
- (5) 行政(総社市介護保険課)

～(中略)～

(守秘義務)

第7条 委員及び出席者は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

～(以下略)～

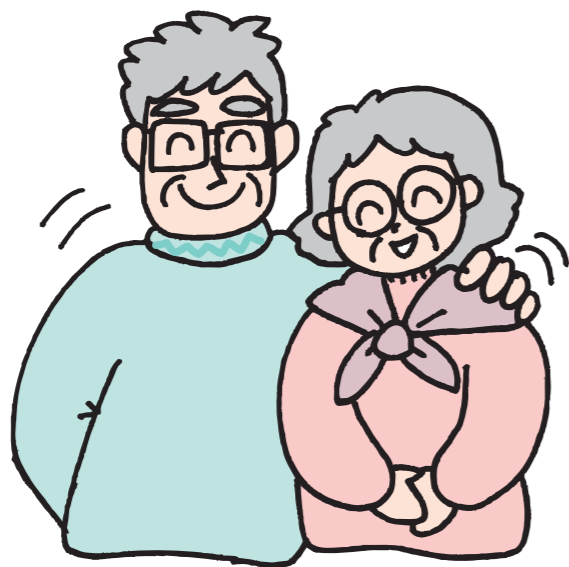
## 5 まとめにかえて

昨年夏、全国的に高齢者不明問題が話題となりました。地域の絆の希薄化が明らかになる中で、民生委員の存在も注目を集めたところですが、

民生委員は、地域住民の一番身近なところで、住民の立場に立って相談に応じる役割を持っています。地域の絆が希薄化する一方、様々な制度が作られていますので、支援を必要としている人に対して、その人の立場に立ち、適切な支援窓口を紹介する民生委員の役割はますます大きくなっているといえます。

民生委員は、そのような身近な存在であると同時に、公的に身分を保障されています。民生委員は、そうした自覚を持って活動することが大切です。市町村は、民生委員の立場を正しく理解し、支援していくことが必要です。

地域住民が安心して暮らせる地域づくりのために、民生委員が、地域で円滑な支援活動ができるよう、それぞれの立場で、情報共有の努力をされることをお願いいたします。



## 資料

### 策定の経過

平成 22 年度

8 月 20 日	第 1 回民生委員活動と個人情報の取扱いに関する検討会
9 月 9 日	市町村対象に現状把握のための調査実施
11 月 16 日	第 2 回民生委員活動と個人情報の取扱いに関する検討会
12 月 17 日	第 3 回民生委員活動と個人情報の取扱いに関する検討会
1 月 11 日	単位民生児童委員協議会会長対象に調査実施
2 月 1 日	第 4 回民生委員活動と個人情報の取扱いに関する検討会
2 月 8 日	市町村意見照会
3 月 10 日	第 5 回民生委員活動と個人情報の取扱いに関する検討会
3 月 25 日	ガイドライン確定

\*このガイドラインは、全国民生児童委員連合会作成の「個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点」を参考にさせていただいております。



民生委員活動と個人情報に関する検討会 委員名簿（平成 22 年度）

区分	所 属	職名	氏 名	備 考
民生委員・児童委員の代表	長野県民生児童委員協議会 (～平成 22 年 12 月 17 日)	会長	金井 普子	上田市民生児童委員協議会 会長
		副会長	百瀬 弘	松本市民生児童委員協議会 会長
		副会長	伊野 昭次	飯田市民生児童委員協議会 会長
		副会長	伊藤 篤志	長野市民生児童委員協議会 会長
		理事	臼田誠三郎	佐久市民生児童委員協議会 会長
		理事	松木 新一	諏訪市民生児童委員協議会 会長
		理事	小出 勉	駒ヶ根市民生児童委員協議会 会長
		理事	奥原 修	木祖村民生児童委員協議会 会長
		理事	佐々木清市	大町市民生児童委員協議会 会長
		理事	岸田 勉	飯山市民生児童委員協議会 会長
		監事	神津 忠吉	東御市民生児童委員協議会 会長
	監事	関川 重雄	伊那市民生児童委員協議会 会長	
	長野県民生児童委員協議会 (平成 22 年 12 月 18 日～)	会長	百瀬 弘	松本市民生児童委員協議会 会長
		副会長	伊藤 篤志	長野市民生児童委員協議会 会長
		副会長	小平 武	諏訪市民生児童委員協議会 会長
		副会長	井出 治雄	佐久市民生児童委員協議会 会長
		理事	増田 宗彦	上田市民生児童委員協議会 会長
		理事	竹上 一郎	駒ヶ根市民生児童委員協議会 会長
		理事	椎名 佑平	飯田市民生児童委員協議会 会長
		理事	畑中 実祐	王滝村民生児童委員協議会 会長
		理事	榛葉 武夫	松川村民生児童委員協議会 会長
		理事	岸田 勉	飯山市民生児童委員協議会 会長
監事		松嶋 隆徳	安曇野市民生児童委員協議会 会長	
監事	大日方延男	須坂市民生児童委員協議会 会長		
市町村行政の代表	長野市保健福祉部厚生課	係長	赤羽 利昭	
	飯山市民生部保健福祉課	係長	森山 直明	
	飯島町住民福祉課	主査	松澤 京子	

**長野県健康福祉部地域福祉課**

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2  
TEL 026(235)7129  
FAX 026(235)7172  
Email [chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp](mailto:chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp)

**長野県民生児童委員協議会**

〒380-0928 長野市若里 7-1-7  
TEL 026(225)1613  
FAX 026(291)5180  
Email [nminji@nsyakyō.or.jp](mailto:nminji@nsyakyō.or.jp)